

淀川水系流域委員会 第25回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員 西野委員

日 時：平成 15 年 8 月 25 日 (月) 13 : 30 ~ 16 : 30

場 所：大津プリンスホテル 2 階

コンベンションホール 淡海 6

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 25 回琵琶湖部会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、幾つか確認とお願いをさせていただきます。本日は 3 つの部会を連続で開催する方式をとっております。これまでに環境・利用部会と治水部会が開催されております。配付資料は共通となっておりますので、これまでの部会に参加された方はお手元、一度お配りした資料を続けてご使用頂くこととなります。よろしくお願いいたします。

「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、資料 1「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)」、資料 2 - 1、こちらは環境・利用部会で使用した環境・利用部会のとりまとめ案です。資料 2 - 2、こちらは治水部会の方で使用いたしました治水部会のとりまとめ案です。資料 2 - 3、こちらが今日の琵琶湖部会で審議して頂く、「琵琶湖部会とりまとめ素案」です。資料 2 - 4 が「環境・利用部会、治水部会、琵琶湖部会委員からこれまでに文書で出された意見」となっておりまして、今日開催された 3 部会のそれぞれ部会で行なわれた意見募集に出された意見を部会ごとに重ねたものです。資料 3、「8 月～10 月の委員会、部会、運営開議の日程について」。参考資料 1「委員および一般からのご意見」。資料は以上となっております。

一般の方には、右側に共通資料と書いております、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 2 稿)」をお配りしております。委員の方には、以前にお渡ししておりますもので、今日は配付しておりません。もし、お忘れになった方、お手元にない方がいらっしゃいましたら、庶務まで声をかけて頂ければお配りいたします。

また、委員席及び河川管理者席の方々には、審議の参考として机上資料を置いております。各テーブルに 1 つ、提言冊子、提言の別冊、住民参加に関する提言、河川管理者説明資料の関係ファイル、3 つのファイルを置いております。各部会にて文書で提出された委員からのご意見、これは全部会に出された意見をまとめたものとなっております。過去の琵琶湖部会で行なわれた現状説明資料のファイル、以上を置いております。

次に、前回、委員会以降に委員及び一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。

参考資料 1「委員および一般からのご意見」をご覧ください。

前回委員会、7 月 12 日以降、5 件の意見が寄せられております。脱ダム後の水利事業についてのご意見、淀川水系河川整備計画についての質問とお願い、瀬田川と宇治川に関するもの、一般意見聴取試行の会の意見発表者の選定についてのご意見、漁業者への意見聴取についての要望、木津川の違法耕作についてのご意見、以上のご意見が寄せられております。審議の参考にご覧下さい。

また、本日は、一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。発言の際には、「発言にあたってのお願い」をご一読頂きますようお願いいたします。審議中は、一般の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。委員

の方々、あと河川管理者の方々の発言についてですが、会議終了後、議事録を作成しますので、発言の際には必ずマイクを通して、お名前を頂いた上でご発言頂きますようお願いいたします。また、携帯電話等をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂きますよう、お願いいたします。

本日は6時半に終了させて頂きたいと存じます。それでは、審議に移りたいと思います。川那部部会長、よろしくようお願いいたします。

川那部部会長

それでは始めさせて頂きます。

まず、資料1を使って、庶務の方から、委員会、他部会の状況報告をお願いいたします。

庶務(三菱総合研究所 水嶋)

[省略: 資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」説明]

川那部部会長

7月19日の一般意見聴取試行の会は、私は後半出ておりませんし、部会検討会にも出ていないので、私から追加することはありませんが、中村委員、江頭委員、或いは他の方で、今の庶務の報告に、特にご追加がある方はありますでしょうか。

次の部会意見とりまとめに向けての意見交換をさせて頂きたいと思います。資料2-3をご覧頂きたいと思いますが、琵琶湖部会のとりまとめの素案につきましては、先ほどの検討会等で、議論をして頂いた結果をリーダーの中村委員が精力的にまとめて頂いた内容のもので、そこで、資料2-3については、中村委員の方から内容の説明をさせて頂きたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

中村委員

お手元の資料2-3の構成ですが、9ページ以降に具体的な整備内容のシートに関する意見というのが、実は3つのカテゴリーに分けられて整理されています。

まず、委員の方々に分担をして頂いて、具体の整備内容シートに対してご意見を頂きました。9ページから15ページまでがカテゴリーの1で、「(1)整備シートの具体的な内容の変更、或いは修正意見」ということで、非常に個別的な意見になっております。この個々の内容の精査について、複数の方からの意見もあるのですが、かなり委員の方の専門的な意見を中心にしてまとめられているということですので、河川管理者とのやりとりの中で課題が出てきた場合には、そういう扱い方を頂くのが必要だということになると思います。

16ページから18ページは2つ目のカテゴリーで、「(2)整備の前提となる条件や必要な情報に関わる意見」ということで、個別の整備事業、或いは調査・検討に関わる問題なのですが、例えば前提条件が明らかでないとか、生態系という新しい取り組みに対して理解が、もう少しこのようにできないかというようなことをとりまとめた意見です。これにつ

いても、個別の方の意見になってはいるのですが、十分いろいろな機会やりとりをして、その上でまとめられたという部分も多々ありますので、かなり委員会全体の意見に近くなってきているということだと思います。

それから最後に、19 ページから 22 ページまでが 3 つ目のカテゴリーなのですが、こちらからは、特に調査検討という河川管理者の整備シートの事業を進めていく上で、調査検討をやっていかないといけないという、基本方針に関わる意見が中心です。これについては、19 ページに書きましたように、「第 2 稿が提言の趣旨に沿ったものであるかどうかを含め、琵琶湖部会として整備計画立案の基本的な考え方に対する意見、あるいは琵琶湖部会として今後の検討の進め方あるいは役割の果たし方を示唆する意見」ということで、この中には、個別の委員の方々に書いて頂いたものもあるのですが、班の検討、ダム班、連携、それから水位辺りの一たん集約された意見が反映されるような形で再びここへ出てきているというようなものも多いということになります。

整備内容シートを中心にして、では琵琶湖部会全体としてどのような基本的な意見を持っているのかということをもとめたのが、1 ページ目から 8 ページ目までです。これが琵琶湖部会とりまとめの素案ということです。セクションとしては、1 ページ目から 4 ページ目までが基本的な考え方で、基本的な考え方は、後ほど説明します。

4 ページ目には、一歩進めまして、「琵琶湖の主要課題に関する具体的な見解」ということで、特に先ほどのシートの(3)のカテゴリーの少し踏み込んだ整備の仕方を、おおむねこういうことが課題ですということを文章化したということです。これは水位について文章化したものと、ダムについて文章化したものです。

それから、8 ページには、連携ということについて整理したものとなっています。

たまたま、この 3 つが部会の中の検討班のカテゴリーと一致しているということだと思います。

基本的な考え方をご説明するわけですが、まず琵琶湖部会として、どのような基本的な考え方があるのかということ。「背景・方針等」というところに、7 つの白丸にまとめています。その次に、「説明資料(2 稿)」と「提言」に関わる部分との意見で、考え方が共通する点と考え方が相違する点という分け方で整理してありまして、特に考え方が相違する点というところが、今日は特に議論の対象になるのではないかと思います。考え方が相違する点については、「河川環境、生態系の『整備・保全』』という意味をどう受け取るかということがあります。それから、「計画検討のプロセス」について、若干意見が違うのではないかと、それから、「連携に対する姿勢」についても、部会と河川管理者の間で若干違いがあるのかなということです。

ここをご説明するのですが、まず委員の方には、一応、十分ではないのですが、皆さまに、こういうことでよろしいでしょうかということで、ほぼ合意していると思うのですが、この 7 つの点です。

まず 1 点目は、やはり琵琶湖がかけがえのない自然生態系であるということで、人間が取り組むわけですから、謙虚な気持ちを持って策定していくべきだということです。これは、河川管理者も委員会も、全て地域の方々も、共通理解だと我々は理解しております。

それから2番目は、当然「河川環境の保全と整備」という新しい側面が入ってくるわけですから、それが流域の我々にとって非常にふさわしい計画であるということが必要であると同時に、琵琶湖の河川、自然生態系にとって非常にふさわしい計画であるとならなければいけないと思います。一方を犠牲にして他方をということではなくて、どのようにうまく両方をふさわしいものにしていくかということが重要なのだという認識が2つ目です。

3つ目ですが、とは言いながら、従来の利水、治水に新しい目的を加えるわけですから、根本的な理念の転換というのがどうしても求められるということになります。それは、結果的には流域全体がその恩恵を受けるわけですから、それによってこうむる痛みといたしますが、不都合というものも、これは流域社会全体が等しく分かち合わなければいけないというのも河川管理者、委員会、それから流域社会全体で共通認識かなということですが。

それから、根本的な理念の転換が不可欠であるということは、同時に、新しい計画を実現していくためには、水系住民全てが新しい制度、新しい社会的な仕組み、技術というようなものに大きなチャレンジに遭遇しているといえます。それに臨んでいかなければいけないということであろうと思います。これも一致していると思っています。

5番目が、若干これを書いた後に委員の方々からも意見がありまして、これは今日の議論を含めて、今後どう書きかえるか、或いは改善していくかということがありますが、委員会というのは、社会的なチャレンジとか、新しい理念とかということで、やはり河川管理者も含めて高いハードルを課しているということは当然出てくるかと思えます。それがなければ、これだけの新しい方向性を見出していこうとすることはできないのだという理解はあってもよいのかということですが。

それから、6番目ですが、これは非常に重要なことなのですが、これまでの歴史的経緯というのが、社会的意思決定、或いは計画の策定ということに当然あったわけで、そういう計画に関わる地域や自治体が認識を異にしているということは当然あるわけです。これまでの経緯ということを十分重視していかなければならないということは、河川管理者にもありますし、地域にもあるといえると思います。このことと、我々が重要だと認識しているいろいろな展開、或いは社会的なチャレンジということにギャップは当然あるわけですが、それを避けて通るわけにはいかないと思います。社会的意思決定のプロセスにおいては非常に不可避であって、かつ重要であると思います。これを何とか、結果的にどのような形で決まるかは別として、それをきちっと受け止めるということが非常に重要だと思えます。

それから、最後になるのですが、これも共通認識としてよいのではないかとありますが、そういう溝が仮にあったとしても、それは情報の共有や話し合いの機会、或いは共同の連携という中で、何とか継続的な努力をして達成するということが重要であるということですが。

ここまでが基本的な考えとして共通しているということですが。基本的な方針として、琵琶湖部会として持っているもので、これは地域、或いは河川管理者も含めて、場合によっては議論のあるところもあるかと思いますが、基本的な背景としてあると思えます。

では、具体的にそういうことで共通する点として、河川管理者と琵琶湖部会ということ

を取り上げてみますと、まずこれは問題なく共通認識だと思いますが、琵琶湖の存在はかけがえのないものであるということです。

それから、2つ目が、これは提言にも河川整備計画原案の方にも入っていますが、多大な恩恵を受けてきた琵琶湖、或いは流域河川であるのですが、いろいろ不都合なことが起こってきて、回復していく持続的な取り組みのきっかけを与えるものでないといけないということは共通認識としてあります。

3つ目ですが、今日ここは議論して頂きたいのですが、この2、3日の間に、皆さまの意見を踏まえて書き加えたものなのですが、少し読ませて頂きますが、「従って、たとえ琵琶湖の湖岸域の環境や生態系を保全・回復する目的を追求する河川整備事業であっても、琵琶湖に対し長期的かつ深刻な影響を引き起こす可能性をもつものに対しては、『予防原則』の適用を含む慎重な判断が必要であり、十分な調査検討を行なった上で、流域社会全体として意思決定する必要がある。また、その決定に対しては将来の琵琶湖とその恩恵にあずかる我々の将来の世代に対し、我々全てが大きな責任を負うものと強く認識しなければならない。」ということが、共通の認識としてあるのではないかとということです。

次ですが、河川整備事業は、安心・安全、それから適正な水・河川の利用、或いは地域の持続的発展ということが一方であって、他方に自然環境や生態系の保全ということがあって、二者択一を迫るものであってはならないということではあるのですが、同時に、従来の利水・治水に対する社会的認識に転換が必要であると思われまます。そうしなければ、河川の環境・生態系の保全・回復をすることはできないと思います。

あとは、流域の一体的な協力が必要であるということまでは、具体的に河川管理者と委員会との共通認識であるということです。

「考え方が相違する点」です。まず「河川環境、生態系の『整備・保全』』という言葉ですが、琵琶湖部会の方は提言で言うように、「自然は自然にしか創れない」とか、「川は川を創る」というようなことを言うように、仮に不都合が起こってしまったということである場合も、できる限り、まずはもとの状態に戻すということを優先した上で、本来の機能回復に整備・保全ということを追求して頂きたいということで、なるべく大規模な構造物の建造や工事業で解決していくということだけに頼らないようなことを求めています。もう一方で、整備内容シートを見ている限りにおいては、やはり大規模な水量制御事業だとか、これは非常に難しいのですが、「人が自然を創る」、「人が川を創る」、「人が環境をつくる」という側面がやはり出てきているのではないかと思います。この辺は、当然これが答えですというのはないので、試行錯誤をやっていかなければいけないのですが、河川管理者の方もそういうことが重要だということによっておられます。順応的に環境の改善を行っていくためにモニタリングをしていくということによっておられるのですが、やはり一たん建造してしまえばマイナスの影響がはかり知れないというものをたくさん含んでいますし、それから整備事業の多くは、局所的、個別的な提示に終わっているということをもっと少し全体的な流域の中で位置付けていくということを考えて頂きたいと思っています。

これは、午前中の環境・利用部会で議論になったところでまして、どのような形でそう

いうことを実現していくのかということ、これから詰めていかなければいけないということではあるのですが、整備・保全に関して若干認識が違うのではないかとことです。

2つ目が「計画検討のプロセス」ですが、これは一番初めの「背景・方針」というところの7つの点に照らし合わせますと、例えば水需要予測がまだ不明なまま、どちらかという、新河川法成立以前の計画が形の上では踏襲されているような印象を与えるものがあり、それから人為的な操作でかなりの効果を期待する、環境、生態系の復元、再生に期待をするようなところもありますが、やはり水利用の需要の精査というようなところも含めて全体を見ていく必要があるということです。この辺はプロセスとして非常に重要ではないかとことです。

それから、もう1つは「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」ということです。ここについても2つばかりあるのですが、ダムより水補給を実行可能な案とするという形だけではなく、まだまだ多様な代替案の提示、或いは詳細な検討の背景、それには堰の操作規則の見直し等も含めてあるべきではないかという意見が非常にたくさんあったということと、治水については、技術的な取り組みを含む社会的なチャレンジに本格的に取り組むべきではないかということで、まだまだそこについては十分な提示がされていないではないかというのがあります。

それから、連携については、4ページ目に2つありまして、1つ目は、直轄事業と、それ以外の事業との関係です。特に、滋賀県の部局、或いは国の農林水産部局辺りとも調整が非常に重要になってくると思われま。というのは、琵琶湖というのは、どここの事業を何々省庁がやっているということとは無関係に影響を受けるわけですから、そういうことも一方で考えなければいけないということで、連携ということがさらに広く、深く追求されるということが重要なのではないかと思います。

2つ目は、琵琶湖への影響ということ考えた時に、個別の事業を取り上げて影響評価を行なうというような形ではなくて、やはり説得力がある調査・検討ということを一方でやりつつ、第三者を含む本格的な調査解析をして、責任を持った将来の世代への意思決定のプロセスということを示していく必要があるのではないかとということで、連携はまだまだ課題はたくさんあるのではないかとことです。

水位については、後で担当して頂いた西野委員の方から具体的に何点がご紹介して頂くということにしまして、6ページ目の「ダムについて」ですが、これは既に今までご紹介したことを中心とするもので、「提言の趣旨を充分生かして頂きたい」ということで、基本的にはダムに頼らずに所期の目的をなるべく達成するような方向で考えて頂きたいということで、7点ばかり書いています。

特に、まだまだ節水や再利用の問題、それから新しい水政策や水哲学に強く反映する代替案ということもありますし、それからやはり地域が持続的に発展していくというようなことは、委員会としても非常に重要だという認識になっていますので、そういうことをダムあるなしにかかわらず、是非検討の対象にして頂きたいということ辺りが中心的です。

それから、7ページのダムの、検討・判断のプロセスということですが、河川整備計画の第2稿の4.7の(2)では、どちらかといいますと、「他の河川事業にもまして、より慎

重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。」ということで、実施することを強調しているわけです。しかし、提言の方はどちらかというと、逆に、なるべく様々な水利権の見直しと用途間転用、水需要の抑制というようなことを含めて建設しないものということ的前提に、「考える全ての実行可能な代替案の検討」をお願いしたいということで、それについては不十分ではないかということはありません。

それから、次に挙がっているのは、十分な科学的検討のきめ細かい代替案の検討ということで、地域水循環、節水、雨水利用ということに取り組み、社会システムの形成ということに強く熱意が伝わってくるようなことはできないだろうかということです。或いは、ダムに頼らない本格的な洪水対策システムの構築に技術的にチャレンジするというようなことも、是非この機会に課題としていきたいということです。

流域全体の視点とか住民の同意が得られないというようなことについても、必ずしもそうではないとか、或いは費用対効果の分析ということについて、若干ご意見がありました。

最後、8 ページ目の連携は、先ほど申し上げましたように課題はたくさんありまして、ここに挙げていることも、実は委員会の方としても、もう少し具体的に詰めていかないといけないということになるわけです。大きく4つくらいの分野について、是非連携の仕組み上の問題、或いは課題をさらに深く理解して連携の具体的な取り組みに結びつけていくというようなところを琵琶湖部会として、是非今後の課題として取り上げて頂きたいということです。

ちょっと時間がたってしまったのですが、西野委員、水位の方をお願いします。

西野委員

水位につきましては、結局、琵琶湖の水位の操作規則が変わった以降、いろいろ水位低下が起こるとか、生態系の変動が起こるといったことの問題と、もう1つは、それを解消するためにダムとの関連で水位が議論されているということで、琵琶湖の水位についてどうするかということ議論したわけです。4ページの2.1のa)に、まず、水位に関する基本的な考え方としては、流域全体に対する視点のもとで検討すべきであるということです。ダムをみの水供給で水位を調整する、或いは河川の瀬切れを解決するというのは、これまでのハードのみに頼るやり方と変わらない対症療法で、ダム建設により達成し得る保全効果、つまりプラスの効果とマイナスの影響評価について、慎重かつ十分な検討を行って頂きたいということです。

琵琶湖の水位につきましては、水位操作規則の見直し、或いはその周辺地域の土地利用の再検討が必要で、そのためにも利害関係者の連携と合意形成及び基礎となる科学的データの収集が不可欠であるといえます。あと、本来の水位変動というのは健全な水循環のもとで行われるべきであり、まず水循環の様相というのを調査把握した上で検討して頂きたいということが基本的な考え方として挙げております。

その後にもう少し具体的に、現状と問題点という形で、まず現状ですが、現状は基本的な水位変動パターンというのが大きく変わってきているということ、それに伴って水位の低下が頻繁に起こってきているということを紹介しています。

その後の問題点として7点くらいが指摘されております。簡単に紹介しますと、まず水位の操作規則の見直しが不可欠であるということです。それから、その場合に試験運用する必要があるということです。その時のモニタリングが不可欠であるということです。それから、水位操作の試験運用については降水予測を行なう必要があるということです。これらを行いながらやっていく必要があるということです。それから、冬期の高水位の問題です。琵琶湖につきましては、人命への影響が危惧される急激な氾濫洪水、要するに流入河川の氾濫洪水の場合と水位の問題というのはちょっと別個に考える必要があるということで、幾つか代替案を考えて頂きたいということです。6番目には、既設ダムですね。県や農林水産省の既設ダムの利用について、水位確保についても検討して頂きたいということです。7番目には、様々な代替案を検討した結果、ダムの建設が不可欠と結論付けた場合でも、それが著しい低下についてある程度緩和するということはある得るでしょうが、コイ科魚類の産卵環境が大きく改善されることは期待できないということです。

最後に、河川の水位につきましては、瀬切れについては河川からの過剰な取水量の見直し、調整が必要で、その場合、地方自治体や農林行政との調整が求められる等々が書かれています。

あとは具体的にご覧下さい。

中村委員

最後のd)「河川の氾濫と治水について」という部分については、ここにあえて取り上げていないのは、琵琶湖部会と治水部会との間で、この基本的な考え方について、さらに位置付けなり分担なりを明確にしていく必要があるということが1つと、それからやはり河川管理者サイドと滋賀県との間で、この辺りの基本的な考え方が十分整理されていくということを前提に、委員会としてどのような意見の述べ方をするのかということが決まってくるということです。ここは若干、今日の議論を踏まえて、さらに整理していくことになるかと思えます。以上です。

川那部部会長

9月5日の委員会の時には、地域別部会から報告を行うことになっておりますので、是非活発に委員の方のご意見を頂きたいと思えます。

中村委員

私と作業部会のメンバーで皆様の意見を上手に反映しようとしたのですが、趣旨が必ずしも伝わっていないとか、ここの部分は非常に重要なのだが抜けているというようなところがあれば意見として出して頂きたいと思えます。

村上委員から、河川レンジャーというところで、9ページの一番上ですが、「特に地域文化を伝承する学校の役割や、地域特有の経験を継承する地域住民、自然環境と直接対峙する農林漁業者の役割については明確な位置付けが必要」ということで、具体的な書き換え案まで頂いたのですが、この辺り、あまり上手に反映されていないこともあります。村上

委員から何かご意見ありますか。

村上委員

説明資料(第2稿)の5.1.2(2)の連携の部分ですね。ここでは、少し書き足しが必要だと思います。ただ、具体的にどのように書けばよいのかは、ちょっとまだ私自身もわからないところがあります。ここで申し上げたかったのは、河川レンジャーという言葉がどうしても第1に出てきているのですが、河川レンジャーを育てるということを概念的、理念的に進めることより、今ある学校に河川管理者、或いは地元の方々が出向くような機会をつくるとか、漁業者の方にモニタリングの一部を担って頂くなど、そのようなことを具体的に考えた方がよいと思っております。この先の原案をつくる中で検討して頂ければなというのが私の意見です。

川那部部会長

村上委員の意見は、資料2-3の4ページ目の「連携に対する姿勢」というところで、「新しいものを考えることも大事なことだが、既存のものをいかに利用するかということも同時に考える必要がある」という意味になるのでしょうか。

村上委員

そうですね。ありがとうございます。学校関係者の方も漁業関係者の方も何とか琵琶湖、淀川の保全に参加したいと思ってらっしゃるので、そういう方々をうまく生かすような仕組みをつくっていくことが必要だということです。

川那部部会長

是非、いろいろご意見を頂きたいと思います。

この暑さや忙しさで、意見がなかなか出てこないのであれば、今ここで休んだ方がよいかと思います。休憩をしたらお話いただけるか、というのもあるのですが、どちらがよろしいですか。

中村委員

琵琶湖部会とりまとめ素案の19ページ以降に皆さまから出して頂いた具体的なご意見、特に各検討班を中心にして出して頂いたご意見が書いてあります。1ページ目から8ページ目というのは、かなり(3)の個別の意見、実際には非常に分厚いものなのですが、これから反映されるようにしたわけです。各班でご意見を出された方、或いは委員個人として出された方で、この部分をもう少し入れて欲しいとか、趣旨が若干違う、或いは書き足りてないというようなことがあれば、追加して頂くと助かります。

川那部部会長

今、庶務の方から連絡がまいりまして、1つ前の素案は部会長、部会長代理と検討班の

班長、副班長にしか送ってなかったということなので、ここでやはり休憩をさせて頂いた方がよいと思います。中村委員にご説明頂きましたから皆さま大丈夫だと思いますが、いかがですか。

西野委員

休憩した方がよいと思います。

藤井委員

休憩した方がよいと思います。

川那部部会長

はい。それでは、2人の方から言って頂きましたから、休憩させて頂きます。今、4時25分ですので4時45分まで。20分間くらいですか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

4時45分まで休憩にしたいと思います。

〔休憩〕

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

時間になりましたので審議を再開させて頂きます。川那部部会長よろしく申し上げます。

川那部部会長

はい。それでは、再開させて頂きます。説明も聞いて頂いた上で読んで頂いたと思いますので、どうぞご意見をお出し下さるようお願いいたします。

江頭部会長代理

この琵琶湖部会というのは、基本的には琵琶湖の環境という非常に重要な問題を抱えていると思います。素案を緻密につくって頂いて、申し上げるのは非常に恐縮なのですが、ちょっと活字が多過ぎて大事なところを読み飛ばすというような、そういう雰囲気があります。

いわゆる琵琶湖の環境を考える場合、琵琶湖を中心とした健全な水収支、水循環とありますが、そういうものが大きくクローズアップされると思います。そういう目で見ますと、今琵琶湖の水循環の問題を考えた時、河川水、伏流水、地下水、それから蒸発散がどれくらいで、そこら辺が明確でない面があります。今すぐ明らかにはできないので、これは継続的に、あるいは集中的に調査頂くといったことも加えて頂きたいと思います。

それから、琵琶湖の水位についての6ページのc)のところに、「河川の水位について」

とありますが、「河川の水量」の方がよいのかなと思いました。それから、仮に河川の水量とした場合、 のところ、「琵琶湖に流入する河川の」云々とありますが、扇状地河川の天井川であることが瀬切れの原因となっている場合、掘削はわかるのですが、「引き堤の促進が本来の解決法である」とあります。この引き堤に関する記述が、ちょっと私自身、専門家でありながら理解しがたいところがありますので、ご検討頂きたいということをつけ加えさせていただきます。以上です。

河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

ご質問させて頂きたいと思います。3 ページの「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」という中の「また」のフレーズに、「治水についても、<背景・方針など>で述べた『技術的な取り組みを含む大きな社会的チャレンジ』に本格的にとり組むべきではないか」とありますが、ここの部分は、具体的にどのようなことをイメージされているのでしょうか。これは、琵琶湖の場合、浸水被害を防ぐためにハード的な対策のみならず周辺の土地利用を見直すといった社会的な合意を得ながらでないといけないようなことだと思っているのですが、そういった理解でよろしいのでしょうか。

それから、4 ページ目ですが、「連携に対する姿勢」の最初のパラグラフの下から 3 行目、これはよく意味がわかりません。「更に、同じ滋賀県においても、都市・産業・環境部門における」云々というこのパラグラフの意味が、具体的にこれはどのようなことを言っているのか、少しわかりやすく教えて頂ければと思います。

それからもう 1 点、同じ「連携に対する姿勢」のところなのですが、最後のところに矢印で「連携の仕組みやプロセスについては、上記の課題を含む抜本的な取り組みが必要である」とありますが、「抜本的な取り組み」ということの内容は、どれを指しているのかちょっとよくわからなかったのです。これはすぐ上の「第 3 者科学者パネルを含む本格的な調査解析」という、そのことを指しているのかなと読み取ったのですが、どういったことがあるのか教えて頂ければと思って聞きました。

中村委員

わかる範囲でお答えしますと、1 つ目が 3 ページの「治水についても」というところで。「『技術的な取り組みを含む大きな社会的チャレンジ』に本格的にとり組む」とあります。治水部会での議論を、琵琶湖部会でも反映していかないといけないのですが、具体的に治水部会の検討の対象が琵琶湖部会の治水における特定の事業に対してあるというわけではないという問題が 1 つあります。

琵琶湖部会と治水部会の合同でこの辺を考えていくのかどうかということがあるのですが、非公式な場ではあるのですが、治水部会の専門分野の委員方と琵琶湖部会の方々との議論の中で出てきたことを、この背景、方針の中で「チャレンジ」と言っています。それから 3 ページの方で、「『技術的な取り組みを含む大きな社会的チャレンジ』に本格的にとり組む」とあります。これは、提言の治水の部分で、「琵琶湖の水位が上昇してきて、湖岸域の冠水の問題がある」と言っています。それと同時に、河川の氾濫という問題があるの

と、それについては当然、最大安心、安全を確保するような取り組みの一環としてダムの建設というのがあるということまでは理解できたのですが、その部分と、提言が言っている「まずダムを建設しない」ということを前提にした考え方を示して頂きたいということが多くの委員の方から出てきているわけです。

そうすると、この技術的な取り組みの中に、ダムに頼らない治水の可能性をどれくらい河川管理者側に検討して頂けるのかということがあります。琵琶湖部会でなかなか具体的にできないのは、直轄のダム問題と同時に治水が滋賀県なりその地域に非常に重要な課題でもありますし、ここの進め方については当然河川管理者と関係者との間の基本的な認識があっての上ですので、あえて言えばそういうことも含めて非常に広い検討をして頂きたいということです。その広い検討を提言の趣旨に沿ったものにして頂くことが重要なのではないかと思います。

それから、4ページ目の連携の部分ですが、琵琶湖部会の場合、様々な事業がいろいろな形で集水域全体の問題と関わってきているわけです。そうしますと、利水部会で言っているような水の再利用だとか循環だとか節水だとかいうのが、当然河川管理者がいう直轄事業以外のところでも必要になってくるのではないかと思います。そうしますと、ここで都市、産業、環境部門における水利用安全度の指摘、安全度は確保していく必要があるというようなことが、大規模な利水事業の遂行だけではなくて、小規模な水循環システムの構築という意味で非常に重要だということが出てきていますので、それを当然ここで連携の中に反映していかなければいけないということです。

それから、4ページの「上記の課題を含む抜本的なとり組みが必要である」というのは、基本的な考え方のこのトーン全体に関わる問題なのですが、やはりここで我々全体ががんばらないと、従来の水政策、或いは河川政策の延長線上で環境に配慮を強めてきましたというレベルで終わってしまうと思います。そういうことではなく、抜本的に我々全体が抱えて、どのような可能性を追求していくことができるかを、琵琶湖部会の意見が全体のトーンとして出させています。それをここで「抜本的な」ということで書かせて頂いたということです。具体的には皆さまの意見の中に、そういうことが出ているという趣旨です。それでよろしいでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

3点目の「抜本的なとり組み」というのは、個別の事業のことは言っていないんですが、これまでの延長線で事業を行うのでは、河川整備計画に書いていることがなかなか実行できませんよ、という意味での「抜本的なとり組み」という理解でよろしいですか。

2点目ですが、小規模な利水についても、安全度をきちっと保つべきであるという趣旨ですか。

中村委員

これは琵琶湖、淀川水系全体での話になりますし、下流の地域にも上流の地域にも当てはまると思いますが、提言全体が、利水部会で議論されているように、仮に水がたくさん

あっても節水の方向、水需要管理の方向に行く必要があるということを言っていて、それを現在この河川管理計画が対象としている事業だけで考えるのではなく、全体の中で考えていかないといけないということになりますと、特に河川管理者である近畿地方整備局のイニシアチブでそういうことを流域全体で考えていこうということがあるとすれば、当然、小規模な水循環の問題だとか、或いは農業分野の水の使い方だとかというようなことも含めて、連携の中の様々な議論の対象になるという意味です。

川那部部会長

他の方、いかがですか。今のところ、文章としてわかりにくいところがありますので、書き直すことが必要だと思います。書いた形でないと、口ではなかなか足りないところがありますから、その辺のところを議論させて頂きたいと思います。

西野委員

水位のところでもモニタリングが重要ということが書いてありまして、あと7ページのダムの中辺りに「計画案では、十分な科学的検討やきめ細かい代替案の検討が不十分である」と書いてあるのですが、それを誰がやるのか。どのように評価するのかというプロセスの明確化が重要だと思います。

環境・利用部会でも問題になったところなのですが、科学的な検討をして、どのようにそれを評価するか。今朝の環境・利用部会では、それはまた流域委員会に返すという河川管理者の方のお話だったわけですが、では、その流域委員会は具体的に、どのような委員会かということです。今の形をそのまま踏襲することは考えられないわけで、具体的にどのような形で流域委員会に反映していくのかということ、明確にしていく必要があると思います。

中村委員

今の西野委員の言われたことと、とりまとめ素案の3ページ目の「河川環境、生態系の『整備・保全』」の文章の最後に括弧書きで書いてあるところが1つと、それから7ページ目の「検討・判断のプロセスを重視すべき」というところの下から3つ目のボツで「流域全体に関する視点が希薄である」というところがあるのですが、この両方に関わる部分でいろいろな議論があって、実は琵琶湖部会だけでは難しいということ、これを記述で入れてあります。

ちょっと読ませて頂きますと、3ページ目の括弧書きの中ですが「現在琵琶湖で起こっている様々な生態系の変化の原因となっている事業や活動をなるべく抑制し、自然機能の回復力や維持力を守り育み、自然の状態に戻せるものについてはそれを極力優先する様な方向性をもった取り組みを考えていただきたい。琵琶湖・淀川水系を1つの有機的な生態系システムとして『保全・再生』し、琵琶湖・淀川流域社会システムの一環として成熟させるための基本的考え方について、その練り直しの必要性を表記願いたい。琵琶湖とその流出入河川をめぐる『整備・保全』については、順応的対応が個別事業ごと局所的に行われ

るのではなく、直轄事業以外の様々なとり組みとの関係を踏まえ、下で述べる計画検討のプロセスや代替案検討を行って頂きたい。また、環境利用部会検討会(環境・利用部会)のとりまとめ素案、これは今朝、議論になったところで、いろいろなご意見を頂きましたから、これから詰まっていくのですが、それも参考にして頂きたいと思います。

7ページ目ですが、「流域全体に関する視点が希薄である」という意見が出ているのですが、「琵琶湖と集水域のそれに関しては、『湖の急速な水位低下と低い水位の長期化』の影響軽減の検討に大半の労力を注ぐなど、湖や河川集水域の一体的保全に対する広い認識が欠如している」と、今の西野委員の意見も含めて集約すると、こういうことになるわけです。ここでも「環境利用部会検討会(環境・利用部会)の第2稿に対する『素案とりまとめ』を参照して頂きたい」ということで、環境・利用部会と琵琶湖部会の関係、或いは治水部会と琵琶湖部会の関係、或いは利水部会と琵琶湖部会の関係というのが、重要な検討課題として委員会の我々の方にも、突きつけられてきているというのが現状です。

班長とのやりとりの中では、ほぼこれでよいという意見でしたが、他の委員の方から、今日ご意見を頂ければ、書き直し、修正をしていこうと思います。

川那部部会長

いかがでしょうか。基本的な考え方は全体委員会で決めるのですから、それに対して琵琶湖なら琵琶湖、治水なら治水に関する問題についてきっちりした議論をし、それを委員会に報告して委員会で考えるということになると思います。もちろん他の部会のことも含めて考えないといけないのですが、そういう点では琵琶湖に関連する部分についての意見を比較的自由に出示して頂ければありがたいと思います。

三田村委員

朝の部会でもお願いしたことですが、少し文言を説明する文章をつけて頂いた方がよいところが数カ所あるように思います。非常に丁寧にわかりやすく書いて下さっている部分と、先ほど児玉所長がおっしゃったように、読んでもわかりにくい部分があるように思います。そういう意味では、もう一度読み返して頂いて、何をここで意見として言いたいのかということを示し丁寧に書いて頂いた方がよいと思います。

例を2、3カ所挙げさせて頂きますが、5ページのb)の「冬期の高水位については、浜欠けや水質への影響とともに、魚類の産卵への」云々と書いていますが、浜欠けや水質への影響を冬期の高水位がどのようにもたらすのかです。それがわからないと多分河川管理者側は、どのような視点で水位調整に関わっていけばよいのかわからないだろうと思います。

それから、6ページのc)の「琵琶湖の流出水が下流の攪乱に与える」というのは、下流の何に攪乱なのかということも必要だと思います。第2稿に対する意見ですから河川管理者側も想像がつくと思いますが、少し丁寧に書いて頂きたいと思います。

それから3つ目として、他にも幾つもあるのですが、8ページのc)の1つ目の中ポツのところ。「自然体験、環境学習」云々とありまして、その次に「ソフト事業の推進」

とありますが、ソフト事業とは何なのか、ちょっとわかりにくいです。少し内容がわかるように明記して頂ければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

川那部部会長

今の場合、三田村委員でわかってらっしゃるところがあったら、このように直したらよいと文章でいただければありがたいと思います。他の委員の方も文章でご意見等あればよろしく願いいたします。

三田村委員

わかる部分については提出したいと思います。

中村委員

このとりまとめ素案の8ページというのは3段階でできています。最初は、生の意見が非常に大量に出てきております。例えば、もとの生の意見というのがあって、それを9ページ以降のところでは若干整理して、そのエッセンスが最初の8ページに来ていると理解して頂くのがよいと思います。

1ページ目から8ページ目だけでわからないところもあると思いますし、少し集約したところもありますので、整備内容シート、或いは個別の委員の方のご意見も合わせて見て頂ければ、理解しやすいように修正していきたいと思います。

村上委員

委員会で申し上げるべきことと思いますが、例えば、これから住民も一緒に河川整備を進めていこうという時に、この河川整備計画を住民に見せても伝わりにくいという問題があると思います。

現状、河川管理者として住民参加を考えても、なかなか一緒にやることのできないという問題があります。そこで、本当に住民参加で河川整備をするために必要なのは、やはり目標なのだろうという気がしています。環境・利用部会の中で、目標像をつくっていくことが必要であるというような意見が出されていますが、これは非常に重要でして、やはり河川整備計画の中のどこかに、目指すべき方向性が書かれている方がよいと思います。

今までの河川整備計画は基本的に、現状がこうであって課題がこうであるから、従ってこういう政策をするという流れにあったわけですが、単に課題をクリアするというだけではなく、これから目指していくのは、河川管理者としてはこういう河川を皆さまでつくっていかうと思うのだということを、構成の中できっちり位置付ける必要があると思います。

琵琶湖に関して、どのような書き方になるかすぐに言えないところがもどかしいのですが、このような琵琶湖にしましょう、こんな淀川にしましょう、そのためにはこういう協力を一緒にやって頂かないとできないのですよという流れでないといけないと思います。河川管理者としての姿勢はたくさん書いてあるのですが、では、皆さまでどこへ行くのか、ということがわからない限りは、本当の意味での住民参加や連携というものはつけれない

という気がします。

構成に関わることですが、そこは考えて頂きたいと思いますし、委員会の提言の中でも具体的な形で書いてないので、もう少し詰めていく作業をやった方がよいと思います。

川那部部会長

これは河川整備計画ですから、「河川管理者」がつくられる内容なので、委員会として意見を言うということが大事だと思います。第2稿、次に出てくる第3稿に対しても、委員会の席上で出して頂ければありがたいと思います。村上委員だけの話ではなく全体として、そうだと思います。

今日は9ページ以後の具体的な部分についてはあまり議論しておりません。それは、テーマ別部会では、今度9月の初めの24回委員会が2回目の報告ですので、具体的な意見が出るのは必要だと思いますが、地域別部会の場合は、9月の初めの委員会が1回目の報告ですので、具体的な施策について問題は、特別のもの以外は議論させて頂いておりません。

皆さまのご意見もあまり出てこないの、大体これでよいとお考えなのかもしれませんが、ここで、傍聴者の方からのご意見を承った上で、それも含めて委員で議論する方が、議論が活発になるという気がするのですが、どうでしょうか。

倉田委員

その前に、琵琶湖部会とりまとめ素案を拝見して、先ほどひっかかったところは、3ページの「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」と書いてあるところです。この1行目のところで「第2稿が代替案の幅広い検討とその内容の深さにおいて多くの課題を残している」と書かれておまして、多くの課題を残しているのなら、どのような問題があるのかを理解しないと後が読めないのです。

私は滋賀県の漁業者の方たち、特に70代や80代の人とつき合いが多いのですが、一番よく聞かれるのはダムの問題です。否定的な見解をかなり耳にしているのですが、とにかくこのことかと思って、そして「多くの課題を残している」というのは、我々はどのようにこの課題を認識したらよいのかなとひっかかってしまって、その後が読めてないのです。「多くの課題」とは何を言っているのか、中村委員に解説をお願いしたいです。

中村委員

19ページ以降に書かれているのが多くの課題で、いろいろあるわけですが、これを再整理してもよいのですが、基本はやはり、それぞれの整備内容シートに対する意見、或いは、それぞれの班が出していかれた意見に戻らないと難しいだろうと思います。集約すると、琵琶湖部会とりまとめ素案のような内容になるということです。この辺は具体的な整備内容シート辺りから盛り込んでいった方がよいということでしょうか。或いは、この「多くの課題を残している」ということ自体が、整備内容シートに対する意見を見た感じで、そういう書き方ではなくて別の書き方をしてくれということになるのでしょうか。

倉田委員

それも。

中村委員

そうだとすれば、今日はそこを議論して頂くのがよいと思います。どのような書き方にすべきか、ということです。例えば記述の方法で、何か別の方法はありますか。

倉田委員

ここで多くの課題を洗うのは難しいと思いますが、側面がいろいろあると思います。条件とか、そういうものが並べてあれば、多くの課題というのは、農業にまでとか、或いは漁業の生産の面だとか、或いは工場のいろいろなものに使うのに多くの課題があるとか、もう少し頭を働かすための手だてになるような言葉、誘導というのでしょうか、そういう表現が入ってくれば、ある程度想像できるのです。ところが、「多くの課題を残している」とだけ書かれたのでは、どうにも連想もできないわけでそこが問題なのです。

川那部部会長

当然そういうことはあると思いますので、倉田委員の方から、文案をできるだけ早くお願いします。

それでは、他はよろしいですか。一般の方のご意見を聞かせて頂こうと思います。

委員の議論をやめたという意味ではなく、また改めて委員間で議論させて頂くということで、傍聴に来て下さっている方から何かご発言があれば、是非承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

傍聴者(藤田)

大津市の藤田です。2点、お伺いしたいと思います。

1点は、琵琶湖部会とりまとめ素案の2ページ、上から7行目のところで『『予防原則』の適用を含む慎重な判断が必要であり』と書いてある、この言葉の意味をちょっと説明願いたいと思います。

それからもう1つは、5ページのb)の で「これまでの知見から、多くの在来魚類の産卵期である4-8月に基準水位0cm前後を目安に水位を維持し、降水による水位上昇時には上昇した水位を3日間程度維持することが魚類の産卵にとって望ましい」と書いてあるのですが、-20cm、-30cmというのを治水容量でとっているのですが、4月から8月にゼロcmで維持したら、治水上問題があると思います。それと「降水による水位上昇時には上昇した水位を3日間程度維持する」とありますが、3日間維持していたら、次に降雨が来た時に、さらに水位が上がるのではないかと思います。治水上、この については問題ありと考えますが、いかがですか。

川那部部会長

ありがとうございました。その点について疑問があるというご意見として、まずは承りまして、他の方はいかがでしょうか。

傍聴者(野村)

「関西のダムと水道を考える会」の野村です。

丹生ダムについてですが、最近の日経新聞で、大阪府が丹生ダムの利水から撤退するという意向があるということが報じられました。続きまして、その19日の翌日の20日には今度は阪神水道が、やはり丹生ダムの利水から撤退するという考えであるということが報じられております。ご承知の通り、丹生ダムの利水につきましては3つの事業体が参画するということになっていたわけで、1つが大阪府、1つが阪神水道、もう1つが京都府営水道なのです。このうちの大口の2つの事業者が、撤退ということで報じられたわけです。残りの京都府の場合は、量的に非常に僅かですし、丹生ダム以外にも京都府は、大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発に参画しております。

私どもが調べましたところ、京都府は確かに特に水源に余裕があるという状況ではありませんが、現在桂川の方の水を宇治地域等に持っていくという工事をやっております。これが完成すれば現状でも水が足りなくなはないかと思っておりますし、足らなくても、天ヶ瀬ダム再開発で予定しております開発水量があれば十分やっているとっております。ですから、大戸川ダムも丹生ダムからも撤退可能であると思っております。

ということで、丹生ダムにつきましては、この3つの利水団体のうち2つは撤退表明で、京都府も撤退は十分可能ということですので、これをご認識頂いて、これからの審議をお進め頂きたいと思っております。以上です。

川那部部会長

他の方、いかがでしょうか。他にはご意見ありませんか。

中村委員、お答えになれることであれば答えて頂いたらよろしいし、よろしく願います。

中村委員

大津市の方のご質問ですが、2点目は西野委員の方でお答え頂くのがよいと思っております。

1点目の2ページ目の2つ目のパラグラフですが、「『予防原則』の適用」ということが入っています。これについては、川那部部会長からも、或いは他の委員からも。

川那部部会長

ご質問は予防原則とはどのようなものかとおっしゃっているので、ここでは予防原則を入れるか入れないかの議論ではなくて、予防原則を入れて考えるということは一体どのようなことなのかということをお答え頂けたら結構だと思います。

中村委員

はい、そうですね。予防原則には、いろいろな定義の仕方があると思います。私がここで書いたのは、自然に対する我々の知見というのは非常に限られていて、多分これで大丈夫だろうというような取り組みをやって、後から大きな間違いであるとわかって、それが一度起こってしまったら回復することができないようなものである場合には、起こってしまったことを起こらないようにするべきだったという判断に至らないように、現在の時点であるべく予防的に手を打っておく、或いはなるべく安全側で判断しておくということがこの予防原則の意味になるかと思っています。これは他の委員方にも、追加的な解釈の方法があればお願いしたいと思います。

川那部部会長

例として申しますと、例えば地球温暖化に対して、温暖化に対する何らかの防止策を講じるというのが一般的に言われておりますが、これはある意味で予防原則にのっとったものになるわけです。

温暖化が起こって炭酸ガスの量が増えているのは事実ですが、これから本格的に科学的に、つき詰めて考えていけば絶対に温暖化が起こるということで、科学者の意見が100%一致しているわけではありません。科学者の中には、温暖化ではなく寒冷化が起こる可能性もゼロではないと言っている人もいます。

しかし、もし温暖化が起こって、今のいろいろな警告から見るとその可能性がかなり高いという状態のもとに置いて、全体に政府も含めていろいろな国際的にも考えている内容は、できるだけ温暖化の原因になるようなガスは出さないようにする、或いは減らすように努力しようというようなことで進めているわけです。温暖化によって、例えば地球上の温度が何度も高くなるということが起こると予測されています。100%ではないかも知れませんが、大変なことが起こる可能性が高いから、それを促進するようなことはやめて、減らす方向でできるだけ努力しようと考えているわけです。これは、予防原則に従っているものであって、確実に決まっています、誰からも文句がでないものではありません。

予防原則というのは、後で取り返しのつかないような致命的な問題が起こる可能性があると考えられ、その確率がかなり高いと思われる時には、それを抑制する方向に向かっていくことが必要であるということです。

世界中には、予防原則を使うことに反対している人も少数ながらいます。予防原則というのは、本当にわかるまでの間は絶対にそのようなことはするべきではないということです。あらゆることがきっちりとはわからない限りは一切の対策をとるべきではないという意見を持っていらっしゃる方もあることは事実でありまして、そういう意味ではリスクがきっちり、つまり悪いという点がきっちり評価できるまで、何もしないという立場の方も確かにいます。

ですが、琵琶湖の将来に関して何かあるとするなら、それは予防原則に従ってやるのがよいというのがこの考え方です。

藤井委員

私はこの書き方がよいかどうかは別として、予防原則という言葉と未来世代の責任という言葉はずっとこの間言ってきました。

化学物質については、地球温暖化と同様、確実にこのことが環境ホルモンで、飲料水に云々という実証はできないかも知れませんが、あらかじめ私たちは未来予測を立てて予防原則を立てながら水質の問題について言ってきました。流域委員会で議論をされた時には、主にレジャーボートについてでした。ベンゼン、トルエン、MTBE等、既に琵琶湖の本湖の中でその物質の弊害が出ていて、河川整備計画の中で瀬田川について、レジャーボートをどうするか云々というのがありました。本湖の方でも既に問題は明らかで、今の川那部部会長の話と少しギャップがありますが、予防的にあらかじめ瀬田川においてもそういうことは予測されるので、ここについてはきっちりと触れておくべしということで、レジャーボートについて議論が出てきたと思います。

私は、予防原則どころか、既にレジャーボートから発生するベンゼン、トルエン、MTBE等は、他の国では禁止しているところもあるので、もっと先をもってこれは禁止すべしだと言っていたのですが、それはちょっと強過ぎるということで、こういう書き方になったのだと思います。

この表現がこれで伝わるかどうかということも含めて議論しなければいけないと思いますが、予防原則という言葉だけは残しておきたいというのが私の意見です。

川那部部会長

今の予防原則についてはご理解頂けましたでしょうか。

傍聴者(藤田)

「たとえ琵琶湖の湖岸の環境や生態系を」というくだりから、予防原則が必要であり、「十分な調査検討を行った上で」という、この一連の文章の中で、予防原則の適用を踏まえると、河川事業としては何もできないことになる気がするのですが。

川那部部会長

ここにはそのようには書いてないのです。例えば、先ほど私が申しました地球温暖化の問題についても、そういうことを全く考えなくてもよろしいということであるかどうかという判断をどこかがおやりになるわけです。その時に、ここに書いてある文章がそのまま委員会を通るとすれば、委員会なり琵琶湖部会は予防原則の部分をやはり考えに入れなければならないと考えていると、そういう意味です。

中村委員

ちょっと追加させていただきますと、予防原則の適用を含むということが1つです。ある程度の情報があれば、技術的に可能ならやるという判断も1つです。それから、まだわからないこともあります。ここに書いてありますように十分調査・検討を行った上で、やらないということも含めて検討するという判断もあり得ます。ですから、何もできなくなると

ということではなく、やる以上は十分な情報が必要ですし、十分な情報があった上でも、今、部会長が言われたように、危惧があるということであれば、それについては何らかの判断をしなければいけないでしょう。その場合には予防原則の適用ということも視野に入れて判断しないとイケないということだと思います。琵琶湖の場合はそれくらい重要な意思決定になるということです。

川那部部会長

それから5ページの部分については、私から答えさせていただきますが、ここの文章を読んで頂きますと、そのことが「魚類の産卵にとって望ましい」と書いているわけです。そのことだけでこれをやるべきだとは書いてありません。治水の問題としてどうなるかということも当然に考えていかなければならないです。その問題だけを考えて従来のように、魚類の産卵その他の問題を一切無視してきたというやり方はいけないのではないかと、この書き方はそう申し上げているわけで、十分に議論しなければいけない問題だと思っております。

それでは、今のところで他の方はなかったようですので、もう一度お尋ねしましょう。他に改めて傍聴の方でご発言頂く方はありますでしょうか。

傍聴者(千代延)

吹田市の千代延と申します。

今日のこのシートに対しての異論ではないので、本当は最後に機会があれば言わせて頂けたらよいかと思っていたのです。6ページの「2.2ダムについて」というところで、a)の3行目に「『提言』では『ダムは自然環境に及ぼす云々』」、そこから「住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする」というその4行のくだりが、淀川水系流域委員会の提言では、ダムに関する記述は全国的に最も注目を浴びたことだと思います。それに対して、国土交通省から出された整備計画は、ダムは有効であるという内容でして、それを見てあっとびっくりというのが一般の反応です。新聞でもそのことが取り上げられて、先日の朝日新聞の論説にも、提言に基づいた計画を出すべきと挙げられておりました。

委員の方をお願いしておきたいのは、これを9月5日の委員会に琵琶湖部会としてお出しになるということですので、是非このところをもう一度しっかりと位置付けをして委員会へ再度出して頂くようにということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

川那部部会長

それでは、一般傍聴の方からのご意見を踏まえて、改めてこの内容について委員の間で少し議論をして頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

村上委員

ダムの関係の質問もあったので、1つ言わせて下さい。

基本的にダムに関しては利水の水需要の精査・確認の方をきっちりやって、その上で琵琶湖の保全をするのであれば、いろいろな代替案を考えた上でダムが必要だったら、それで考えるという順序です。それで、これは多分そういう理解はよいと思いますが、既に出されている説明資料(第2稿)の中で調査・検討を行なう項目を4つ挙げてあるのですが、その視点から見るとこの順番がおかしいと思います。利水の政策が4番目に来て、最初に水の補給で琵琶湖の水位をとということが書いてあるので、これは普通に考えると4番が最初に来るべきだろうと思っていたのです。

これは丹生ダムに限った問題ではないのですが、第2稿のダムのところ全般がそうで、例えば丹生ダムのところですね。例えば、説明資料(第2稿)の52ページですが、ここは具体的にこのように書き直して頂いた方がよいのではないかとあることがあるので、もし河川管理者からコメントがあればと思って申し上げておきます。

例えば、「(4)丹生ダム」ですね。1) 2) 3)の下に「丹生ダム計画について以下の調査・検討を行なう」という欄がありますが、ここの順番として、「4)利水について、水需要の精査確認を行なう」が、本来は最初にあります、その上で水位低下抑制に関して、本当は1番の前にいろいろ検討を行なうということになると思います。多分、それにおいて丹生ダムに関してという順番としてはなっていくと思いますので、この辺の書き方は細かいことかなと思ったのですが、現地での説明資料等もこういう順番でお話をされているので、本来の順番で説明された方が、誤解がなくよいのではないかと考えているのです。もし河川管理者の方でこの並びに何か意味があるのであれば仕方ありませんが、そういう趣旨でなければ今の形で書きかえて頂く方がよいのではないかと考えていますということで、意見にさせていただきます。

川那部部会長

村上委員のご意見は、そのようなことを言って「河川管理者」が考えて下さいということだけのことなのか、或いはこれに対して何らかのことを琵琶湖部会として言うべきだという提案ですか、どちらですか。

村上委員

もし、委員の皆さまにそうだと思って頂ければ、それで出して頂ければと思います。

川那部部会長

もし、後の方であるとすると、もう一度順番をきちっと言って頂いて、理由をもう少し言って頂かないと、中村委員のところにも回すにしても大変難しいと思います。

村上委員

では、もう一回整理して申し上げます。もし、河川管理者の方でコメントがあれば先に頂ければと思います。

河川調査官(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

直接順番の話ではないのかも知れないのですが、村上委員から順番の話のコメントを頂く前に、ちょっとお話ししておきたいのですが、資料2-3ですと7ページの「b」検討・判断のプロセスを重視すべき」というところで、8行目からの「また」以下、「5.2.2以降の記述では、規模を現行計画のままとした『ダム建設』を前提とし、4.4で精査確認をすることを」と云々と書かれているのですが、私どもが申し上げたのは、規模を現行計画のままとしたダム建設を前提としということではありません。先般申し上げたのは、治水上効果があることを示したという段階でして、その意味では治水についても、その他の代替案も含めてさらなるチェックが必要なわけではありますが、現時点でダム建設を前提としてという認識で第2稿を書いているわけではないということ、まずは申し上げたいです。その前に当然、規模を現行計画のままとしたということも、そこもまさにクエスチョンでありますという中で、順番について、あれば言って頂けたらと思います。

川那部部会長

今のところは、少なくとも規模を現行計画のままとしたダム建設を前提としたわけではないということをおっしゃっていたわけで、それはここに書いてあるのは認識が違うとおっしゃっていると考えたらよろしいですね。

江頭部会長代理

今、傍聴席の方からもダムのお話が出ましたし、今、話題も少しダムになりましたので、河川管理者の考え方をお伺いしたいのですが、我々の提言の中では気候変動の問題については、順応的に対応するという書き方をしています。

ところが、この100年くらいの統計をとりますと、トレンドとしてやはり降雨そのものは減少傾向になっています。そういうトレンドを持ちながら降雨変動、要するに、時間的な変動とか空間的な変動といったものが大きくなってきます。これは水を使う、水を治めるそういった面ととにかく非常に大きな影響を及ぼすということですね。提言の方では、前に申した通りなのですが、河川管理者としてダムの問題を考える時に、気候変動に伴う効能、変化の問題、変動の問題についてどのような認識でいらっしゃるのかお伺いできればと思います。

河川調査官(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

ダムの容量や大きさに関連する話になると思いますが、治水については、こういった洪水を対象に整備計画をたてるかということになりますので、洪水の時にそこをどう考えるかということであろうかと思います。

一方、利水の容量の方については、まさに長期的なトレンド云々のことも踏まえて、利水事業そのものの話になりますので、そこはそれも踏まえてどうお考えになりますかということ、利水者の方に我々が情報提供をしています。それを踏まえてのダムに参画するなり何なりという形のご返答を頂くということであろうかと思います。

この間の新聞記事については、聞いたところではまだ最終的な決定はしていないという話ですので、最終的な決定も含めてということになります。そういうことを踏まえた上での判断だということ、そういった意味で確認させて頂くということがまだ残っているかと思っています。一方で、環境云々とした時に、それによって容量がということについては、正直言ってどう考えていってよいのかはわからない状況であります。

江頭部会長代理

利水者がどう考えるかという問題とともに、これまで水資源を開発してきた立場として、の見解もやはり大事ではないかと思えます。急に難しい質問を投げかけましたので、ちゃんとした答えを頂くのは大変だと思えますが、お考え頂きたいと思えます。

河川調査官(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

最近の状況から考えて、利水の安全度は、ダムを計画時よりもこれだけ降雨量が減っていますという情報提供をした上で利水者の方で判断して頂くということであって、安全度が低下しているなら低下しているということまで、しっかり情報提供するという立場であろうと思えます。

川那部部会長

先ほどのところで、私も、中村委員に申し訳なかったのですが、7ページの「第2稿では4.7(2)では『提言』とは逆に」と書いてあるのは、番号だけのことで申し訳ないのですが、第2稿の括弧のない方の4.7.2ですか。

それから、「5.2.2以降の記述では」というのはひょっとすると5.2.7かなと思ったということはないわけではないのですが、印刷ミスもあるでしょうから、その辺は少し慎重に考えて頂けたらよいかと思えます。河川管理者から、規模を現行計画のままとしたダムの建設を前提とするとは河川管理者としては思っていないという意見が出てまいりましたが、そのことも含めてご意見をお願いします。

中村委員

今の4.7(2)のところは4.7.1(2)でした。

それから、村上委員から言われた点なのですが、取り組まないといけないと思えます。ただ、問題は、もちろんダムですから、治水も利水も関係しますし、それから今回の場合は急速な水位低下を抑制するという目的があって、これは非常に重要なことだとは思いますが、仮にダム計画を進めていくにしても、いろいろな規模の範囲があると思えます。どの目的をどのように考えた時に、どれくらいの規模のことをということになると思えます。

流域委員会としては治水が非常に重要であって、治水について、ダムに頼らない治水が不可能だということになれば、当然ダムの建設が重要になってくるという認識があるのですが、他の目的とどのように折り合わせていって、どのような優先順位、或いは判断でどれくらいのことをどのように考えていこうということがあまりわからないままに、前回の

第2稿の提示では水位の急速な低下を抑制するということが非常に大きくなってきたということがありますので、ちょっと情報の提示のされ方に対して、「4.4で精査確認するとした『水利権の見直しと用途間転用』、『既存水資源開発の再編と運用の見直し』、『水需要の抑制』、『湧水への対応』」については、記述が希薄になっているとあります。そちらの方がこの趣旨でした。

ちょっとこの辺をもう一回見直して、河川管理者のご意向に沿うような形で書き直そうというように思います。

川那部部会長

そしたら、それでよろしいでしょうか。

琵琶湖部会として議論をするということになりますと、特に地域別部会ですので、本当は河川整備計画の具体的なものに関する部分も、ある程度要請されているわけでありまして、今日のところはそれに対する前の問題として議論をしたわけです。資料2-3の後ろの方に具体的な意見がありますが、今日はそのことを十分に検討していないわけですが、そういう点でいうと、9月30日の委員会の時には、地域別部会として2度目の報告をしないといけないわけですから、どうしても言わなければならないことがあれば議論しておく必要があると思います。

そういう点では、これから9月中のことになりますが、作業部会は大変ご苦労ですが、まだしばらく続けていただき、河川整備計画の具体的な部分について、もう少し琵琶湖部会からの意見をまとめて頂く必要があるのではないかと思います。

せっかく庶務が、資料で琵琶湖部会に関連する事業に色をつけたりして下さいましたので、それを踏まえて河川整備計画個々についての意見を改めて出して頂くことが必要だと思います。その点は是非お願いしたいと思います。

大体こんなことで今日のところは終わらせて頂いてよろしいでしょうか。特に琵琶湖部会のとりまとめ素案について、今までのお話以上に委員の方で、一般傍聴の方のご意見もお聞きした上で、改めて言いたいことがありましたら、よろしく願いいたします。

河川管理者からも、認識が違うというお話もありましたから、少し考えさせて頂きたいと思います。

村上委員

一般からのご意見の中で、滋賀県漁業組合連合会の杉本さんの方から漁業者を集めての意見聴取の試行をしてくれないかというような形で希望が出ていたと思います。私としてはやはり直接湖に関わられて、そこで生業をされていて、湖のことが非常によくわかっていらっしゃる方だと思います。

川那部部会長

済みません。この話ではないですね。

村上委員

ごめんなさい。それで終わるのかなと思っていました。

川那部部会長

そしたら、とりまとめ素案に関する意見交換は、まず終わらせて頂きたいと思います。今からこのようにさせて下さい。最終的な責任は私だと思いますが、部会のとりまとめ素案の前半部分につきましては、本日の議論を含めて、江頭委員と中村委員とご相談をして、9月5日の委員会の説明を考えさせて頂いて、報告させて頂くということにさせて頂きたいと思います。具体的な問題等々に関しましては、先ほどお願いしましたように、次回の琵琶湖部会までの間に、各意見でまとめて頂きたいと思います。その上で、琵琶湖部会から委員会に対する部会としての報告にさせて頂くという形にしたいと思いますが、そのような扱いでよろしいでしょうか。

では、まず庶務の方から、今後の日程等について決まっていることについてお願いします。その後、村上委員にもお願いします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

資料3をご覧ください。こちらに各部会の8月、9月、10月の日程が書いております。琵琶湖部会は「地域別部会」の列に書いてありますが、まず今日25日の琵琶湖部会の後としましては8月30日の土曜日に1時半から5時まで、琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会が、大阪で一般意見聴取試行の会が開催されることになっております。

部会としましては、次の部会が9月24日水曜日の1時半から4時半で琵琶湖部会、そして10月23日の1時半から4時半で琵琶湖部会ということが今のところ決まっております。以上です。

川那部部会長

そうしますと、琵琶湖部会としての意見については、9月24日の琵琶湖部会の時につくりたいと思っておりますので、その前に各委員の方及び作業部会は是非いろいろなことをお願いいたしたいということです。

それでは、村上委員、お願いします。

村上委員

流域委員会としては厳しいスケジュールではあるのですが、せっかく漁業組合の方が積極的に是非申し上げたいということでおっしゃって下さっているので、その場を設けてはどうかと思います。意見をお聞かせ頂ければと思います。

川那部部会長

いかがでしょうか。

実は、以前にも全体委員会として、是非我々と話をして欲しいと、聞いて欲しいと要請

をされたことが過去にあったはずです。それに対しては、原則お断りしております。つまり、どのような方であっても、その方がよいか悪いか等という判断を、官であろうが民であろうが一律にやることはできませんので、そんなことは一切しておりません。以前、府県の地方公共団体の方が、河川管理者として話をしたいと、聞きたいとおっしゃったものについて聞いたことはご承知の通りです。従って、委員会そのものとして、或いは部会そのものとして、今、村上委員がおっしゃったようなものを扱うのは、特別なケースでないと思いませんかと思っています。

村上委員は、例えばここの委員の部会なり、個人としてそういうものをやってみると、それに委員の方に来て下さいというようなものとしてお考えになるわけでしょうか。どのような形のご提案になりますか。

村上委員

そうですね、要望があったからというのはあるのですが、本当の住民参加という形で、河川管理者でない方の中で積極的に河川に関わって下さっていた方という意味で、漁業者の方はやはり重要だろうということです。

この漁業連合会は、直接お呼びするのではなく、若者への意見聴取と同じような形で漁業者の方に向けてやってもよいというのが私の意見です。

部会としてやりにくいということであれば、個人でやってまた一緒に来て下さる方があればお誘いするという線でよいと思っております。

川那部部会長

これまで委員会では、府県レベルではない地方自治体からの要請があった場合、一般傍聴のところで是非お話をして頂きたいというような言い方で、お断りをしたことがあったように記憶しております。絶対にいけないとは言っているわけではないのですが、その場合にはどうしてそれが特殊かということと言わないといけないと思っております。

それはともかく、村上委員の今おっしゃったような、部会としてでないような格好でという提案がありましたが、その点、皆さまどのようにお思いでしょうか。

藤井委員

そうしますと、非公式で、委員の何名かの有志で話し合うという形でなされたとして、そこで語られた漁業者の意見は、公の場でこういう意見が出たというように述べることはできません。

部会長の話は、つまり漁業者が傍聴者として全体の前で語った場合には、それは全体の中の意見として議事録にも残るし、そのような扱いになりますが、あくまでも委員の任意の形でやるという形が琵琶湖部会のこれまでの方針だということですね。

川那部部会長

琵琶湖部会だけではなく、流域委員会として今までそうであったということです。

三田村委員

その件に関して関わった経緯がありますので、意見を申し上げたいと思います。

川那部部会長がおっしゃった通りに扱ってきたように記憶しております。部会として、申し出に対して直接対応することはできないと思っております。

ただ、そういうご意見を心の中にとどめておいて、それで例えば産業別に意見聴取の会をつくるだとかに発展させていくのはやぶさかではないだろうと思います。直接それを受け止めて動くということは、どこかで議論をしなければならないだろうと思います。

川那部部会長

他の方、いかがでしょうか。

或いは部会ではなくて、いろいろな方のご意見を承るということは、機会さえあれば大変結構なことであるというのは確かでありますし、また、一般意見聴取の会を琵琶湖部会ではわざわざ「試行の会」という言い方をしましたのは、ご意見をそのまま直接お聞きするというのではなくて、今後こういう委員会なり河川管理者なりが住民の意見を聴取するというのはどのようなやり方で聴取するのがよいのかということを探るという目的がありました。従来のような、いわゆる公聴会のような形だけでなくいろいろなやり方を探る目的でやってきたという経緯です。

例えばそういう経緯の中でやっていくというのであればあるのかもしれませんが、ある個人の委員がやってみたいと思われるなら、結構なことだと私個人は思っております。その辺のところ、どのような扱いをしたらよいか、是非ご意見をお願いしたいと思います。

中村委員

委員の何人かの方が、これまでと同様、検討していくということでよいと思います。ただ、実施時期をどうするかということがありますので、こういう意見を伺った上で、必要に応じてそういうものが何らかの形で我々の意見形成に比較的早い時期に必要であるということだったら、その時期をどうするかということも含めて、有志が集まって検討するというのもよいのではないのでしょうか。ここにおられる方でこの会の後、集まって相談させて頂くというのはどうでしょうか。

川那部部会長

提案が中村委員から出ましたが、それでよろしいですか。

もしやるとすればそんなに遅くない方がよいことは確かなので、その問題だけではなくて、先ほど産業別というような言い方もありましたが、全部含めて、有志に少し考えて頂くということでよろしいですか。では、是非そういう形をお願いをいたしたいと思います。

それ以外に、今後の問題等について何かありますでしょうか。或いはそれ以外に、今後の問題だけではなくて、このことをちょっとやっておきたいというようなことがありましたらおっしゃって頂きたいと思います。

中村委員

お願いになるのですが、とりまとめ素案について今日伺ったお話、ご意見も含めて、庶務の方にできるだけ具体的に変更する部分、或いは追加する部分、指摘する部分を出して頂いて、作業をしやすいして頂きたいと思います。その中で5日までにできる部分については何とかしようと思いますが、そのようにいかない場合には、次の検討会に向けて作業をやっていくということになりますので、部会長、副部会長と私、班のリーダーで決めていくということで了解して頂ければよいと思います。よろしいでしょうか。

川那部部会長

作業部会を中心に是非お考え頂きたいと思います。

本日これ以外に何か特に議論をすることはありますでしょうか。それでは、定足数はありませんが、8月30日土曜日に琵琶湖部会・淀川部会の一般意見聴取試行の会が大阪で行われるということですから、出て頂きたいということをお私からもお願いをいたしておきたいと思います。場所等々は、またありましたらご連絡をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

はい、大阪会館というところで予定しています。ご連絡は既にご送っているかと思います。

川那部部会長

とりまとめの都合によっては、9月24日の琵琶湖部会の前に、部会検討会を開かないといけない場合があるかもしれませんが、その場合ご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

一応9月24日の琵琶湖部会において、琵琶湖部会としての意見を委員会に出す内容のものについてまとめさせて頂きたいと思います。もちろん委員会の方から、具体的な意見が出てくれば、部会としては扱わないといけませんから、それが確定ではありませんが、部会からのものとしてはその時に確定させていただきたいと思います。

そしたら、終わりにさせて頂いてよろしいでしょうか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これにて淀川水系流域委員会第25回琵琶湖部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。